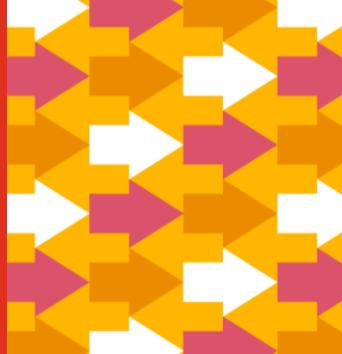


PwC Tax Insight (No.03/2023) 炭素国境調整メカニズム (CBAM) の 移行期間が 10 月 1 日に開始

Issued Date: 03 October 2023



欧洲連合(EU)の炭素国境調整メカニズム (CBAM) の移行期間が 10 月 1 日に開始しました。

本報告は主に、欧洲連合 (EU) 向けの製造事業者及び輸出事業者が対象となります。

概要:

EU は、地球温暖化対策の措置として、二酸化炭素排出量を削減し、異なるレベルの炭素規制環境下で生産された EU 製品と非 EU 製品間の炭素管理漏出を抑制することを目的に、新たな非関税障壁として、炭素国境調整メカニズム (Carbon Border Adjustment Mechanism: 以下「CBAM」) を間もなく施行する予定です。

2023 年 8 月 17 日に、CBAM に関する EU の実施規則が採択されたため、CBAM は 2023 年 10 月 1 日から 3 年間の移行期間に入ります。この移行期間中段階においては、6 つの試験対象産業である、鉄鋼、アルミニウム、セメント、肥料、電力・水素の EU 域内の輸入事業者が参加します。これらの事業者は輸入において、金銭的な炭素価格の支払いや調整の義務はなく、輸入品の生産で生じた炭素排出量の報告義務のみが課されます。

CBAM 報告書は、CBAM 移行期登録簿 (CBAM Transitional Registry) と呼ばれるオンライン上の登録システムを通じて四半期毎に提出する必要があります。製品とその生産に関する詳細、炭素排出量、第三国で支払った炭素価格(該当する場合に限る)に関する詳細を含む必要があります。ただし、EU は将来的に対象製品の範囲を拡大する予定であり、EU 域内の輸入事業者は 2026 年 1 月 1 日以降、CBAM 証明書の購入に対する金銭的な負担、もしくは課徴金が課される可能性があります。

2050 年までに「カーボンニュートラル」を実現し、2065 年までに「ネット・ゼロ・エミッション」の達成を目指すというタイの国家計画の下、タイ温室効果ガス管理機構 (TGO)、タイ商務省貿易交渉局 (DTN)、気候変動環境局 (CCE)、タイ工業連盟 (FTI) など、さまざまな組織が協力し、米国や他国が導入する可能性のある同様の規制に備えるために、民間セクターの意識を積極的に高め、炭素排出報告に関するガイドラインを作成するなど、積極的に取り組んでいます。また、タイの物品税局は現在、この移行期間における炭素税の規則に関わる構造を研究しており、導入時に EU および他国が受け入れている基準に沿うようにしています。

EU に製品を輸出する製造業者は、CBAM に関する規則の最新情報や、今後公表される可能性のあるその他の実施規則を注視する必要があります。長期的には、企業は自社の生産活動が、バイオ・循環型・グリーン (BCG) 経済政策に従い行われていることを確認し、結果的に生じる環境と財政への影響を最小限に抑える必要があります。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Stitt
Tanarat Permpoonsap
Tananya Woointranont,

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和
(0 2844 1559/Mobile:06 25907638)
toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也
(0 2844 1553/Mobile:06 25907619)
shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦
(0 2844 1276/Mobile:06 32706830)
tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美
(0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2023 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.